

ひょうご教育支援プラットフォーム実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、団体・企業が持つ有用な教育プログラム（以下、「教育プログラム」）を広く発信し、小学校、中学校、高等学校、大学等（以下、学校等）が活用しやすい環境を整えることで、両者の円滑なマッチングを促進する「ひょうご教育支援プラットフォーム」（以下「教育支援プラットフォーム」）の実施について、必要な事項を定める。

(登録手続き等)

第2条 「教育支援プラットフォーム」に教育プログラムを登録しようとする者（以下「登録者」）は、ひょうごSDGs Hub に加入し、専用フォームに必要事項（プログラム内容、対象年齢、必要経費、連絡先等）を入力し、登録するものとする。

2 登録する教育プログラムは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 登録者の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの。
- (2) 特定の宗教・政党を支持・反対する行為又はおそれのあるもの。
- (3) 公序良俗に反するもの。
- (4) 特定の企業等への利益誘導のおそれのあるもの。
- (5) 法令等に違反する行為又はそのおそれのあるもの。
- (6) 人権侵害又はそのおそれのあるもの。
- (7) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので児童生徒等を惑わせ、不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの。
- (8) 組織、活動等について兵庫県が認定しているかのような誤認を与えるもの。
- (9) その他、教育プログラムとしてふさわしくないと本県が判断するもの。

(登録の変更・削除)

第3条 登録者は、「教育支援プラットフォーム」に登録されている教育プログラムの内容に変更が生じた場合、速やかに掲載内容の修正または削除を行うものとする。

(登録の取り消し)

第4条 本県は、「教育支援プラットフォーム」に登録されている教育プログラムが次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第2条2項に該当するとき。
- (2) その他、登録が適当でないと本県が判断したとき。

(学校等との調整等)

第5条 登録者は、「教育支援プラットフォーム」を通じて学校等から申込があった場合、学校等と連絡・調整を確実にを行うものとする。

(結果報告等)

第6条 登録者は、「教育支援プラットフォーム」を通じて学校等と連携した場合、速やかにひょうご SDGs Hub サイトを通じて実績を報告するものとする。

2 登録者は、教育プログラムの実施結果について第1項に基づく実績報告又は自身のホームページ等で公表を行う場合、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。)を遵守するとともに、掲載内容について該当する学校等へ確認を行うものとする。

(実施にかかる費用)

第7条 登録者は、教育プログラムの実施に際し学校等に費用負担を求める場合、実費程度を限度とする。

(守秘義務)

第8条 登録者は、教育プログラムを実施するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。

(所掌・その他)

第9条 この要領に関する事務は、兵庫県企画部 SDGs 推進課において所掌するものとする。

附 則

この要領は、令和8年3月31日から施行する。